

徳島県低炭素建築物の普及の促進に関する制度要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行令（平成24年政令第286号。以下「令」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「規則」という。）その他関係法令に基づく関係告示に定めるほか、低炭素建築物の普及の促進を図るために必要な事項を定めるものとする。

(計画の認定)

- 第2条 法第53条第1項の規定に基づき低炭素建築物新築等計画（以下「計画」という。）の認定を申請しようとする者（以下「認定申請者」という。）は、住宅の品質確保の促進等に関する法律（平成11年法律第81号）第5条第1項に規定する登録住宅性能評価機関又はエネルギーの使用の合理化等に関する法律（昭和54年法律第49号）第76条第1項に規定する登録建築物調査機関の技術的審査を受けた場合にあつては、規則第41条第1項の表に掲げる図書のほか、同項の規定に基づき知事が必要と認める図書として、当該登録住宅性能評価機関又は登録建築物調査機関が交付する適合証（徳島県県土整備関係手数料条例（平成12年徳島県条例第47号）別表第1の33の5の項に規定する適合証をいう。）を添付しなければならない。
- 2 認定申請者は、法第54条第2項の規定に基づき、当該計画が建築基準関係規定に適合するかどうかの審査を受けるよう申し出るときは、様式第1号により、知事に申し出るものとする。その場合、規則第41条に定めるほか、計画の認定の申請書の副本及び添付図書を各一部（建築基準法（昭和25年法律第201号）第6条第5項の構造計算適合性判定を要する建築物に準ずる建築物の場合には各二部）提出しなければならない。
 - 3 知事は、前項の申し出があつたときは、当該計画の住宅の位置及び規模構造に応じ、所管する建築主事へ通知するものとする。
 - 4 知事は、計画が法第54条第1項各号に掲げる基準（以下「認定基準」という。）に適合すると認めるときは、次項第二号に掲げる場合を除き、当該計画の認定を行うものとする。
 - 5 知事は、次の各号のいずれかに該当するときは、法第54条第1項の規定による認定をしない旨を認定申請者へ通知するものとする。
 - 一 計画が認定基準に適合しないと判断したとき（都市の低炭素化の促進に関する基本的な方針（平成24年経済産業省・国土交通省・環境省告示第118号）4.（2）③に規定する場合（都市施設である緑地の区域内にある場合で、当該緑地の保全に支障がないと認められるときを除く。）を含む。）
 - 二 第3項の通知を行った場合であつて、建築主事から建築基準法第18条第12項の規定による通知書の交付を受けたとき
 - 6 前5項の規定は、法第55条第1項の認定建築主が同項の規定による計画の変更の認定を申請しようとする場合において準用する。

(報告等)

第3条 認定建築主は、認定を受けた計画に基づく建築物の新築等が完了したときは、速やかに様式第2号により知事に報告しなければならない。

2 認定建築主は、法第56条の規定に基づき知事が求めるときは、認定を受けた計画に基づく低炭素化のための建築物の新築等の状況のうち知事が求める事項について、様式第3号により知事に報告しなければならない。

3 認定建築主は、認定を受けた計画に基づく建築物の新築等を取りやめようとするときは、様式第4号により報告しなければならない。

附則

この要綱は平成24年12月4日から施行する。

附則

この要綱は平成26年4月1日から施行する。

附則

この要綱は令和3年1月1日から施行する。